８．会員契約の変更に関する事項

（記載上の注意）

１．簡潔に記載すること。

９．会員契約の解除に関する事項

（1）会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときは、その内容

（2）その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

10．損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

11．会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区　　分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め		
相続に関する定め		
譲渡に関するあっせん		

（記載上の注意）

１．譲渡又は相続の手続を行うにあたって、会員が会員制事業者に対し金銭を支払う旨の定めがあるときは、その内容について併せて記載すること。

12．指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容

様式第３（第１２条関係）

業務及び財産に関する書類　　（　　年　　月　　日作成）

（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第９条の規定により閲覧に供する書類）

氏名又は名称
法人にあってはその
代表者の役職、氏名
住所
電話番号

Ⅰ　業務の状況

１　会員制事業者の目的

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載すること。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在の定款に記載された目的を記載することができる。

２　会社以外の者にあっては、記載を省略することができる。

２　業務の内容

（単位　千円、％）

区　分	第　　期		第　　期		第　　期		摘　要
	売上高	売上比率	売上高	売上比率	売上高	売上比率	
合　計		100.0		100.0		100.0	

（記載上の注意）

１　直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に直前３事業年度（事業年度が６月の者にあっては、直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すこと。ただし、事業年度開始後３月以内の日に本書類を閲覧に供する場合にあっては、前事業年度の直前の事業年度末現在において営んでいる事業について系統的に分かりやすく説明し、事業部門別に前事業年度の直前３事業年度（事業年度が６月の者にあっては、前事業年度の直前６事業年度）の売上高及び売上比率を示すことができる。また、６事業年度について示す場合にあっては、連続する３事業年度ごとに分けて示すことができる。

２　事業内容の変更がある場合は、その旨注記すること。

３　会員制事業者と役員との間の重要な取引

（記載上の注意）

１　直前の事業年度における会員制事業者と役員との間の取引（役員が第三者のために会員制事業者との間で行う取引を含む。）及び第三者との間の取引で会員

５　令和８年５月１３日　水曜日　官　報　（号外第１０６号）